

平成30年6月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(茨木市市税条例の一部を改正する条例)
- 2 茨木市市税条例の一部改正について
- 3 茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 4 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 5 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 茨木市ラブホテル建築等規制に関する条例の一部改正について
- 7 茨木市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 8 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 9 動産（救急自動車）取得について

(報告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 市長の専決処分事項の指定に係る報告について
- 3 平成29年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
- 4 平成29年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
- 5 平成29年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
- 6 平成29年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
- 7 平成30年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 8 平成30年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について

- 9 平成30年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
- 10 平成30年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
- 11 平成29年度下半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 12 平成29年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
- 13 平成29年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 14 平成29年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 15 平成29年度大阪府茨木市下水道等事業会計継続費繰越計算書報告について
- 16 平成29年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算繰越計算書報告について
- 17 平成29年度大阪府茨木市水道事業会計継続費繰越計算書報告について
- 18 平成29年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

諮問第 6 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	<p>あずま あさ こ 東 朝 子</p> <p>○ 任 期 平成 30 年 12 月 31 日任期満了 初就任 平成 15 年 7 月 1 日就任 5 期目 (任期 3 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>
諮問第 7 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	<p>にし うら あき お 西 浦 章 雄</p> <p>○ 任 期 平成 30 年 12 月 31 日任期満了 初就任 平成 25 年 1 月 1 日就任 2 期目 (任期 3 年)</p> <p>○ 選任予定者</p>
議案第 44 号	専決処分につき承認を求めることについて (茨木市市税条例の一部を改正する条例)
<p>◎ 地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 平成 30 年度の評価替えに伴う、急激な負担増を抑制するための「負担調整措置」の適用年度を 3 年間延長 (現 行) 平成 29 年度まで → (改正後) 平成 32 年度まで ・ 専 決 日 平成 30 年 3 月 31 日 ・ 施 行 日 平成 30 年 4 月 1 日 	

議案第 45 号	茨木市市税条例の一部改正について	14 頁参照
<p>○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 「わがまち特例」の対象となる次の設備の固定資産税の特例割合を規定 <ul style="list-style-type: none"> ア 中小企業の設備投資を支援し、生産性の向上を図るため、市が策定した計画に基づき導入する中小企業の先端設備 イ 一定規模の太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスによる発電設備 ② 「わがまち特例」の対象である水質汚濁防止のための汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準に乗じる割合を改正 ・ 施行日 <ul style="list-style-type: none"> ①ア 生産性向上特別措置法の施行日 ①イ、② 公布の日 		
議案第 46 号	茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	
<p>○ 介護保険法施行規則等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① これまで法人のみとされていた指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者に、個人で病床を有する診療所を開設している者を追加（看護小規模多機能型居宅介護に限る。） ② 65歳以上の障害者も利用可能となる共生型地域密着型サービスを実施する事業所の人員、設備及び運営に関する基準を規定し、共生型地域密着型サービスの提供に関する記録の保存期間を、サービス提供日から5年間とする旨を規定 ・ 施行日 公布の日 		

議案第 47 号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
<p>○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭的保育事業等において職員が病気等で体制が整わず、保育の提供が難しい場合、他の小規模保育事業者等と連携協力し保育を提供できる旨を規定 ②家庭的保育事業の食事提供の特例における搬入施設に保育所等から調理業務を受託している者を追加 ③食事の提供に係る調理設備等の経過措置が適用されている家庭的保育事業者について、経過措置期間を延長 (現 行) 平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間 (平成 32 年 3 月 31 日まで) (改正後) 平成 27 年 4 月 1 日から 10 年間 (平成 37 年 3 月 31 日まで) ・ 施 行 日 公布の日 	
議案第 48 号	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
<p>○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 <p>放課後児童支援員（学童保育指導員）となることができる者の追加等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「学校教育法上の幼稚園等教諭の有資格者」について、「教育職員免許法上の免許状所有者」に明確化 ②大学卒業者に「専門職大学において社会福祉学科等の前期課程を修了した者」を含む旨を追加 ③「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、市長が適当と認めたもの」を追加 ・ 施 行 日 ①、③ 公布の日 ② 平成 31 年 4 月 1 日 	

議案第 49 号	茨木市ラブホテル建築等規制に関する条例の一部改正について
<p>○ 旅館業法の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 旅館等の定義について定める規定において引用している旅館業法の項ずれを改正 ・ 施行日 旅館業法の一部を改正する法律の施行日又は公布の日のいずれか遅い日 	
議案第 50 号	茨木市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
<p>○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な改正内容 非常勤消防団員等が損害補償を受ける権利について定める規定において引用する消防法の条項を整理 ・ 施行日 公布の日 	
議案第 51 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
<p>○ 大阪広域水道企業団規約の変更を協議することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加 	

議案第 52 号	動産（救急自動車）取得について
<p>○ 契約の方法 指名競争入札</p> <p>○ 取得の金額 20,628,000円</p> <p>○ 取得の相手方 大阪市此花区北港一丁目4番64号 大阪トヨペット株式会社 法人営業部 部長 加藤 光行</p> <p>○ 取得の物件及び目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件 救急自動車（1台） ・ 目的 経年劣化が進んでいる救急自動車を更新し、下井分署に配置する。 	
報告第 1 号	茨木市事務報告について
<p>○ 平成29年4月～平成30年3月における事務執行状況の報告</p>	
報告第 2 号	市長の専決処分事項の指定に係る報告について
<p>○ 平成29年度における地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定（平成17年3月25日議員発第5号議決）に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解並びに目的物の価格が1,000,000円以下の訴えの提起及び和解について、同条第2項の規定による専決処分の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分件数 20件 	
報告第 3 号	平成29年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
<p>○ 地方自治法第243条の3第2項の規定による経営状況の報告</p>	

報告第 4 号	平成 29 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 5 号	平成 29 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 6 号	平成 29 年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 7 号	平成 30 年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 8 号	平成 30 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 9 号	平成 30 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 10 号	平成 30 年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	

報告第 11 号	平成 29 年度下半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について		
○ 平成 30 年 3 月 31 日現在の業務状況の報告			
報告第 12 号	平成 29 年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について		
○ 平成 30 年 3 月 31 日現在の業務状況の報告			
報告第 13 号	平成 29 年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について		
○ 地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告			
	事業名	繰越額	財源内訳
	市民会館跡地エリア活用事業	59,724,000 円	一般財源 59,724,000 円
	道路維持事業	24,000,000 円	一般財源 24,000,000 円
	道路簡易舗装事業	30,000,000 円	一般財源 30,000,000 円
	道路新設・改良事業(単独分)(安元地区内線)	63,055,000 円	未収入特定財源 ・その他 59,555,420 円
			一般財源 3,499,580 円
	市街地新生課管理事務事業(阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	22,969,440 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 4,310,000 円
			一般財源 18,659,440 円
	市街地新生課管理事務事業(JR茨木駅西口駅前周辺整備基本計画策定業務)	14,878,080 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 3,590,000 円
			一般財源 11,288,080 円

事業名	繰越額	財源内訳
児童遊園整備事業（安元児童遊園）	29,750,000 円	未収入特定財源 ・その他 29,750,000 円
		一般財源 0 円
小学校営繕事業（特別教室エアコン設置）	452,400,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 57,384,000 円 ・地方債 114,700,000 円
		一般財源 280,316,000 円
小学校営繕事業（エレベーター設置）	227,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 15,660,000 円 ・地方債 80,900,000 円
		一般財源 130,440,000 円
小学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	132,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 10,691,000 円 ・地方債 62,200,000 円
		一般財源 59,109,000 円
中学校営繕事業（外壁・屋上防水改修）	120,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 22,766,000 円 ・地方債 74,300,000 円
		一般財源 22,934,000 円
農林業施設災害復旧事業	13,085,280 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 9,755,461 円 ・その他 2,015,731 円
		一般財源 1,314,088 円
合 計	1,188,861,800 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 124,156,461 円 ・地方債 332,100,000 円 ・その他 91,321,151 円
		一般財源 641,284,188 円

報告第 14 号

平成 29 年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について

○ 地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
道路維持事業	10,676,520 円	一般財源 10,676,520 円
水路改修事業	66,102,720 円	一般財源 66,102,720 円
合計	76,779,240 円	一般財源 76,779,240 円

報告第 15 号

平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計継続費繰越計算書報告について

○ 地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
大池ポンプ場汚水沈砂池 設備更新工事	39,520,000 円	企業債 39,500,000 円 損益勘定留保資金 20,000 円

報告第 16 号

平成 29 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算繰越計算書報告について

○ 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告

〔建設改良費〕（地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越）

事業名	繰越額	財源内訳
公共下水道目垣排水区 第 1 工区築造工事	51,236,280 円	国庫補助金 6,500,000 円 企業債 44,700,000 円 損益勘定留保資金 36,280 円
公共下水道目垣排水区 第 3 工区築造工事	16,306,920 円	企業債 16,300,000 円 損益勘定留保資金 6,920 円
公共下水道中央排水区 第 1 工区築造工事	26,920,080 円	企業債 26,900,000 円 損益勘定留保資金 20,080 円
大池ポンプ場 No. 1 発電機更新工事	199,374,480 円	国庫補助金 88,000,000 円 企業債 111,300,000 円 損益勘定留保資金 74,480 円
合計	293,837,760 円	国庫支出金 94,500,000 円 企業債 199,200,000 円 損益勘定留保資金 137,760 円

報告第 17 号

平成 29 年度大阪府茨木市水道事業会計継続費繰越計算書報告について

○ 地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
新山手台送水ポンプ場 築造工事	139,292,000 円	工事負担金 139,292,000 円
城の前町ほか φ 800mm 水道管布設工事	456,040,000 円	損益勘定留保資金 456,040,000 円
合計	595,332,000 円	工事負担金 139,292,000 円 損益勘定留保資金 456,040,000 円

○ 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告

〔建設改良費〕（地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越）

事業名	繰越額	財源内訳	
戸伏町ほかφ600mm 水道管布設工事	321,929,000 円	損益勘定留保資金	321,929,000 円
大池一丁目ほかφ200mm 水道管布設工事	62,770,000 円	損益勘定留保資金	62,770,000 円
大池二丁目ほかφ200mm 水道管布設工事	60,720,000 円	損益勘定留保資金	60,720,000 円
新山手台送水ポンプ場 ほか電気計装テレメータ設備工事	343,552,000 円	損益勘定留保資金	126,737,000 円
		工事負担金	216,815,000 円
新山手台送水ポンプ場 ほか機械設備工事	103,461,000 円	損益勘定留保資金	46,660,000 円
		工事負担金	56,801,000 円
十日市浄水場中央監視 設備改修工事	445,200,000 円	損益勘定留保資金	445,200,000 円
合 計	1,337,632,000 円	損益勘定留保資金	1,064,016,000 円
		工事負担金	273,616,000 円

茨木市市税条例の主な改正内容

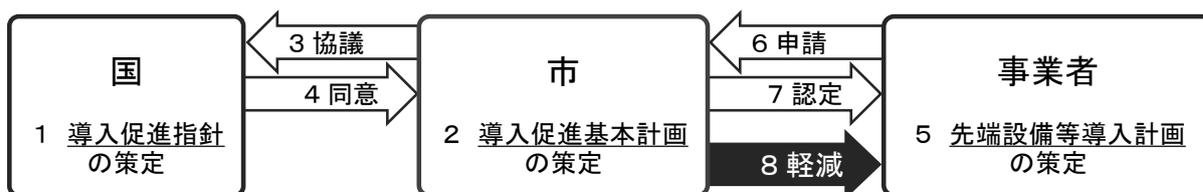
わがまち特例の固定資産税の特例割合に係る改正

①課税標準額に乗じる特例割合を規定

対 象	課税標準額に乗じる割合		施行日
	参酌基準 (範囲)	茨木市	
中小事業者等の生産性向上特別措置法に規定する設備投資に対する固定資産税 【例】機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備 ※適用期間:最大3年間(新規取得設備のみ)	基準なし (0~1/2)	0	生産性向上特別措置法の施行日

ア

[参考] 特例割合適用(軽減)の流れ



対 象	発電設備種別	現 行		改 正 後		施行日	
		課税標準額に乗じる割合		資産規模	課税標準額に乗じる割合		
		参酌基準 (範囲)	茨木市		参酌基準 (範囲)		茨木市
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に対する固定資産税 ※取得期限:H32.3.31まで 《本改正では網掛け部分を追加》	太陽光	2/3 (1/2~5/6)	2/3	1,000kw以上	3/4 (7/12~11/12)	3/4	
				1,000kw未満	2/3 (1/2~5/6)	2/3	
	風 力	2/3 (1/2~5/6)	2/3	20kw以上	2/3 (1/2~5/6)	2/3	
				20kw未満	3/4 (7/12~11/12)	3/4	
	水 力	1/2 (1/3~2/3)	1/2	5,000kw以上	2/3 (1/2~5/6)	2/3	
				5,000kw未満	1/2 (1/3~2/3)	1/2	
	地 熱	1/2 (1/3~2/3)	1/2	1,000kw以上	1/2 (1/3~2/3)	1/2	
				1,000kw未満	2/3 (1/2~5/6)	2/3	
	バイオマス	1/2 (1/3~2/3)	1/2	10,000kw以上 20,000kw未満	2/3 (1/2~5/6)	2/3	
				10,000kw未満	1/2 (1/3~2/3)	1/2	

②課税標準額に乗じる特例割合を改正

対 象	現 行		改 正 後		施行日
	課税標準額に乗じる割合				
	参酌基準 (範囲)	茨木市	参酌基準 (範囲)	茨木市	
水質汚濁防止のための汚水又は廃液処理施設に対する固定資産税 【例】沈殿又は浮上装置、油分分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等 ※取得期限:H32.3.31まで	1/3 (1/6~1/2)	1/3	1/2 (1/3~2/3)	1/2	公布の日